

協議事項 資料

岩手県文化財保存活用大綱の策定について

「岩手県文化財保存活用大綱」の策定について

1 策定の趣旨と経緯

改正文化財保護法（平成 30 年 6 月 8 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）において、地域における文化財の確実な保存と積極的な活用が示され、都道府県は「文化財保存活用大綱」、市町村は「文化財保存活用地域計画」の策定ができることとされました。

これを受け、教育委員会では「岩手県文化財保存活用大綱」を策定することとし、昨年から検討会議の設置、市町村及び専門家等への意見照会などを行いながら作業を進めているところです。

本県において、当該大綱の策定については、「いわて県民計画（2019～2028）第 1 期アクションプランー政策推進プランー」にも具体的推進方策として位置づけているものです。

県が当該大綱を定めることにより、文化財の保存及び活用に関して、県と関係市町村との一層の連携や、総合的な取組の推進が図られるとともに、市町村の「文化財保存活用地域計画」策定に対する情報提供や助言等の支援効果が期待されます。

2 策定する計画の案の概要

- (1) 今回策定する大綱は、文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、岩手の文化財保護に関する諸課題を解決する方策を検討し、県内文化財の保存・活用に係る基本的な方針を示すことにより、県と市町村等が各種の取組を進める上での共通の基盤とすることを目的としています。
- (2) 本大綱では、岩手の文化財保護の目指すべき将来像の実現に向けて「保存・継承」、「調査・研究」、「活用・地域づくり」という 3 つの視点を柱として、それぞれ保存・活用のための方策と具体的措置について記述しています。
- (3) また、本県文化財の成り立ちと特徴について、地域的観点を踏まえて整理するとともに、東日本大震災津波の経験に基づく文化財の危機管理等についても記述しています。本県の文化財の特質や経験を活かした「岩手ならではの」の取組と言えるものです。

3 策定スケジュール

- (1) パブリックコメントの実施（12 月中旬～1 月中旬ごろ）
- (2) 文化財保護審議会（2/5）報告
- (3) 教育委員会定例会（3/16）議決

岩手県文化財保存活用大綱（素案）（概要版）

【第1章】大綱の目的と岩手県の文化財の概要

【大綱策定の目的】

【背景】

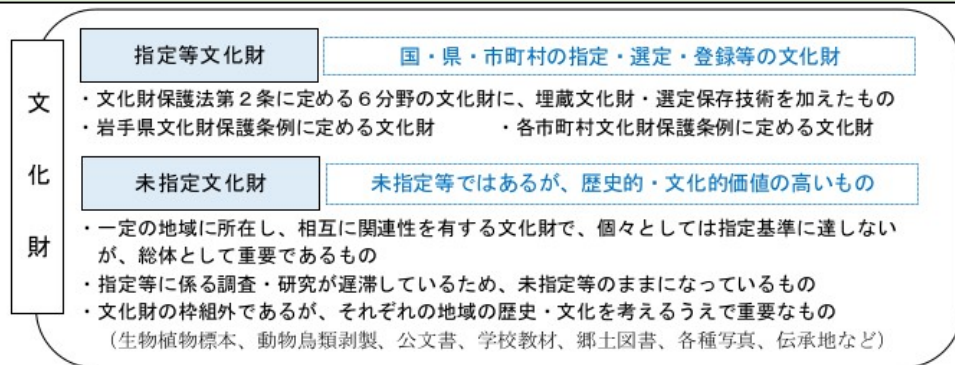
- ・過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化の中、文化財の保存・継承が困難になるおそれがあること。
- ・文化財を地域づくりに活かし、後継者を確保し、地域社会全体で文化財の保存・活用に取り組む体制の整備が必要になったこと。

【目的】

- ・本県文化財の成立とその特性を明らかにし、保存・活用の基本的な方向性を明確化すること。
- ・文化財に関する資料データ等を網羅的に提示し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすること。

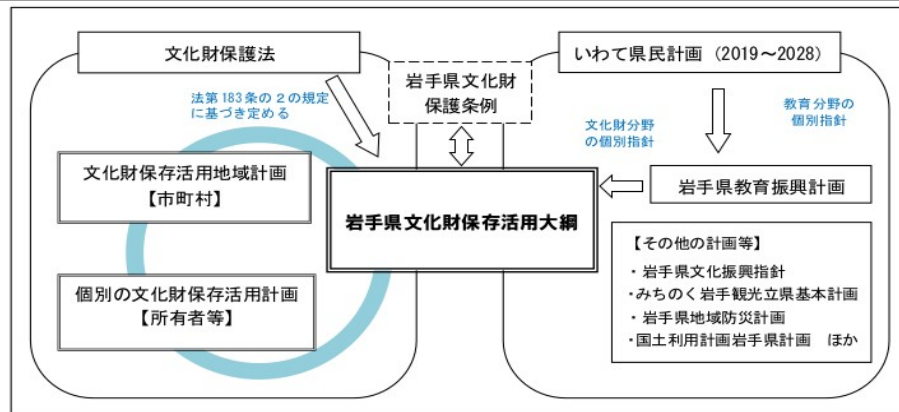
【大綱が対象とする文化財】

文化財の指定等がなされた「指定等文化財」に、「未指定文化財」を加えた総体としての「文化財」



【大綱の位置付け】

文化財保護法第183条の2に規定する本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」



【岩手県の文化財の概要】

【岩手県の概要と文化財の概要】

自然環境と地形・地質、4つの地域、文化財から見た本県の歴史、岩手県の文化財の指定状況、岩手県の文化財調査、岩手県の文化財の特質

【第2章】岩手県の文化財の保存・活用の基本方針

【目指すべき姿】

多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」

【基本方針と方策】

基本方針3本柱 1. 保存・継承 2. 調査・研究 3. 活用・地域づくり

- 基本方針1 文化財の確実な保存と次世代への継承 (保存・継承)
- 基本方針2 文化財の調査・研究と価値の共有 (調査・研究)
- 基本方針3 文化財の持続的な保護と新たな地域づくり (活用・地域づくり)

基本方針1に基づく方策

【文化財の現状把握の徹底】

文化財の現状確認を着実にを行い、県・市町村・所有者等の関係者での情報共有を徹底する。

【文化財の指定推進や保存修理事業の実施】

文化財の指定推進を図るとともに、必要に応じて文化財の保存修理事業等を実施する。

【文化財保護のための諸計画等の整備】

県における文化財に関する条例等について社会情勢等を踏まえた見直しを検討する。また、「文化財保存活用地域計画」など、文化財保護のための諸計画の策定を推進する。

【文化財保管施設等の確保】

既存施設の見直しや拡充を検討し、収容スペースや適切な保管環境などの確保に努める。

【文化財の記録保存の推進】

周辺環境等により変容する可能性が高いものについては、積極的に記録保存を進める。

基本方針2に基づく方策

【未指定を含めた悉皆調査の実施】

未指定のいわゆる「埋もれた文化財」の発掘や、広域テーマに関する文化財とその関連要素などの全体把握を進める。

【学術的な調査・研究の推進】

未だ詳細な調査がなされていない文化財について、学術的調査や専門家等の研究を推進する。

【これまでの調査・研究成果の整理・再評価】

調査・研究成果の整理や他分野との共同など、多様な視点での調査・研究を推進する。

【調査・研究成果の共有】

調査報告書や写真等のデジタル化を進め、広く一般に公開するためのデータベースを構築する。

基本方針3に基づく方策

【文化財の価値や魅力の発信】

博物館等での展示やガイダンス施設の整備、体験学習やシンポジウム等の開催など、多くの人にその価値が伝わるような取組を実施するとともに、AR・VRなどの先端技術による公開を検討するなど、より気軽に、文化財に触れる機会を創出する。

【地域資源としての位置づけ】

まちづくり部局や観光部局など関係団体と連携した広報やコラボイベント、あるいは出張展示等を積極的に実施し、文化財を通して参加者が地域の歴史や文化に理解を深める契機につなげる。

【多様な主体の参画と持続性の確保】

地域住民や民間団体など、多様な主体が参画できるように、具体的な活用事例や利用できるコンテンツの周知、これらの普及・啓発を目的とした研修会の実施などの支援を行う。

【第3章】文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

[県が主体となって実施する取組]

・保存・継承の取組

文化財バトロール事業の実施、文化財の指定調査の推進、文化財保護条例の見直し、文化財保存記録調査の推進、世界遺産登録の取組推進、文化財保護ガイドブック等作成

・調査・研究の取組

悉皆調査の実施と新たな文化財の掘り起こし、平泉文化研究等の研究事業の推進、調査成果の電子データ化とデジタルアーカイブ化の推進

・活用・地域づくりの取組

「いわての文化情報大辞典」ホームページやSNS、動画サイトを利用した活用事例の発信、文化財のイベントなどへの積極的利用検討、地域住民向けシンポジウムの開催

[市町村や文化財の所有者が行う保存・活用の取組への支援]

・保存・継承の取組

県や有識者による助言・指導、文化財保護の計画策定支援、保存修理事業等経費の補助、各種研修会等の実施

・調査・研究の取組

有識者派遣等による調査支援、調査経費の補助、データベース化事業への支援

・活用・地域づくりの取組

文化財活用事例の調査と情報公開、文化財活用事業にかかる経費の補助

[文化財保護の担い手確保と体制整備]

・人材の確保と育成

中長期的観点に立った文化財専門職員の確実な配置、専門職員としての知識と技能向上

・文化財保護行政体制の整備

他部局や専門家等とも連携した適時適切な対応、市町村や地域の実情を踏まえた支援体制構築

・関係機関等との連携

教育機関、地域、民間団体や専門家等との一層の連携と協力

【第4章】文化財の防災と災害発生時への対応

・文化財等の減災・防災のための連携体制の整備

県・市町村と県内博物館・美術館等の専門職員、県内の大学や民間団体との連携体制の整備を推進し、国立文化財機構文化財防災センターとの継続的な連携を進める。

・民間の文化財関係ネットワークとの連携

岩手歴史民俗ネットワークを始め、大学等のネットワークや民間団体との連携を進める。

・文化財調査の成果のデータベース化

市町村毎の悉皆調査の成果をデータベース化し、保管・展示状況等の情報共有を図る。

・被災時の応急処置等のマニュアル作成

文化財の種別に応じた被災文化財の応急処置等のマニュアルを作成する。

・歴史的建造物の減災対策の推進

耐震・防火対策や修理等の要否判定を行い、被災時の行動マニュアルの作成に努める。

・文化財の事前記録化と仮保管場所の確保

文化財情報のデジタルアーカイブ化を進め、有形文化財の写真撮影や無形文化財のビデオ撮影、歴史的建造物の図面作成を進める。被災文化財の仮保管について事前の調整を進める。

・災害発生に備えたガイドラインの作成

災害発生時の諸活動のガイドラインを作成し共通認識を図り、災害時の連携の手掛かりとする。

【文化財レスキュー】レスキューの対象、連携体制の整備、大規模災害時の活動ガイドライン等

【第5章】文化財の保存・活用の推進体制

